

2027 年度 募集要項

1. 日本語教育課程の目的と目標
2. 課程概要
3. 申し込みの流れ(出願申請から入学まで)
4. 出願書類(チェックリスト)
5. 生徒納入金
6. 留学生保険や年金について
7. 寄宿舍(学生寮)について
8. 返金について

〈認定日本語教育機関としての認定申請について〉

現在、本校は日本語教育機関認定法に基づく「認定日本語教育機関」としての認定を文部科学省へ申請中です。そのため、本計画は予定であり、今後変更となる可能性があります。

万が一、本認定が受けられなかった場合には、新制度(認定法)に基づく在留資格は得られませんが、その場合は従来の法務省告示校(告示校)としての基準に基づき、留学の在留資格審査および入国手続きを行うこととなります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

学校法人理知の杜 理知の杜日本語学校仙台校

〒980-0874 宮城県仙台市青葉区角五郎 2-5-4

TEL: 022-216-3561 FAX: 022-216-3577

Email: info@rjls-sendai.com

HP: www.rjls-sendai.com

1. 日本語教育課程の目的と目標

【教育課程の目的】

本課程は、主に専門学校等の高等教育機関への進学を目指す非漢字圏出身の留学生を主たる対象として設置しています。日本語教育の参照枠が定義する B2 相当(高度に自立した言語使用者)以上の日本語運用能力を基盤とし、進学後の専門教育における高度な内容を理解するとともに、自らの考えを適切に表現し、他者と円滑にやり取りする能力の育成を目的としています。

また、日本語および日本文化の学習に加え、地域社会での体験を通して、実生活や進学後に直面する多様な課題を解決するための思考力や判断力を養い、学習を自ら管理・調整する自律的な学習能力の確立を目指します。

【教育課程の到達目標】

本課程の修了時には、次の能力を身につけることを目標とします。

- ・熟達した日本語話者とお互いに緊張しないで流暢かつ自然に対話でき、文化的背景や礼節を考慮し、その場にふさわしい丁寧さで幅広い話題についてコミュニケーションを維持することができる。
- ・広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作り、自分の思いや考えを説得力をもって表現することができる。
- ・進学を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。
- ・グループでの活動(協働作業)において、文化的な違いを理解し相手を尊重しながら、多様な視点や意見を統合・評価し、協働的かつ理性的に課題解決や集団形成・維持に貢献することで、社会性を発揮できる。
- ・高等教育機関での学習を見据え、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を自律的に管理・調整することができる。また、生涯にわたり日本語を学んでいくための能力を身につける。

2. 課程概要

課程	入学時期	申し込み時期	定員
進学 2 年課程	4 月	6 月～9 月	150 名

※募集は、進学 2 年課程のみとなります。

※募集定員に達し次第、募集を締め切りますので、ご了承ください。

授業時間： 月曜日～金曜日 授業数： 400 日(1600 コマ)

	午前クラス (4 クラス)	午後クラス (4 クラス)
1 時限目	8:30～9:15	13:00～13:45
2 時限目	9:25～10:10	13:55～14:40
3 時限目	10:20～11:05	14:50～15:35
4 時限目	11:15～12:00	15:45～16:30

休業日： 土曜日、日曜日、日本の祝祭日、学則に定める長期休業及び校長が特に定める日

	期間
夏季休業	8 月上旬から 8 月中旬まで
秋季休業	9 月下旬から 10 月上旬まで
冬季休業	12 月下旬から 1 月上旬まで
春季休業	3 月中旬から 4 月上旬まで

出願資格:

- ①12 年以上の学校教育課程、またはそれに準ずる課程を修了している方
- ②年齢が満 18 歳以上で、心身ともに健康な方
- ③「日本語教育の参照枠」における A1 相当の日本語能力を有する方
- ④正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある方
- ⑤信頼のおける保証人を有する方
- ⑥経費支弁能力が十分にあり、留学に理解と協力が得られる支弁者を有する方

選考方法:

一次選考(面接試験): 対面またはオンラインにて行います。日本語の言語運用能力を確認します。学習目的及び経費支弁能力等は、媒介語(英語、ネパール語、ヒンディー語)を用いて確認します。

※経費支弁者に対し、面談を実施する場合もございます。

二次選考(筆記試験/WEB 試験): 対面またはオンラインにて日本語能力(言語知識・読解力)を確認します。

三次選考(書類審査): 学歴や職歴、日本語能力、学習目的、経費支弁能力等を確認します。

その他: 法令違反、学則違反、生徒納入金に未払いがあった場合、もしくは、長期欠席、成績不良および校長の指導に従わないとき、出入国在留管理局に届け出て帰国を命じる場合がございます。また、資格外活動のルールに違反した場合、出入国在留管理局より、在留資格の更新が認められない可能性や在留資格取消しとなる場合がございます。※

※ 在留資格に関する一般的注意事項

本校への入学には、出入国在留管理局より「留学」の在留資格を取得する必要があります。

在留資格の取得および更新は、本人の責任において適切に手続きすることが求められます。

本校は、在留資格に関する法令遵守を徹底し、生徒の適正な在留管理を行います。

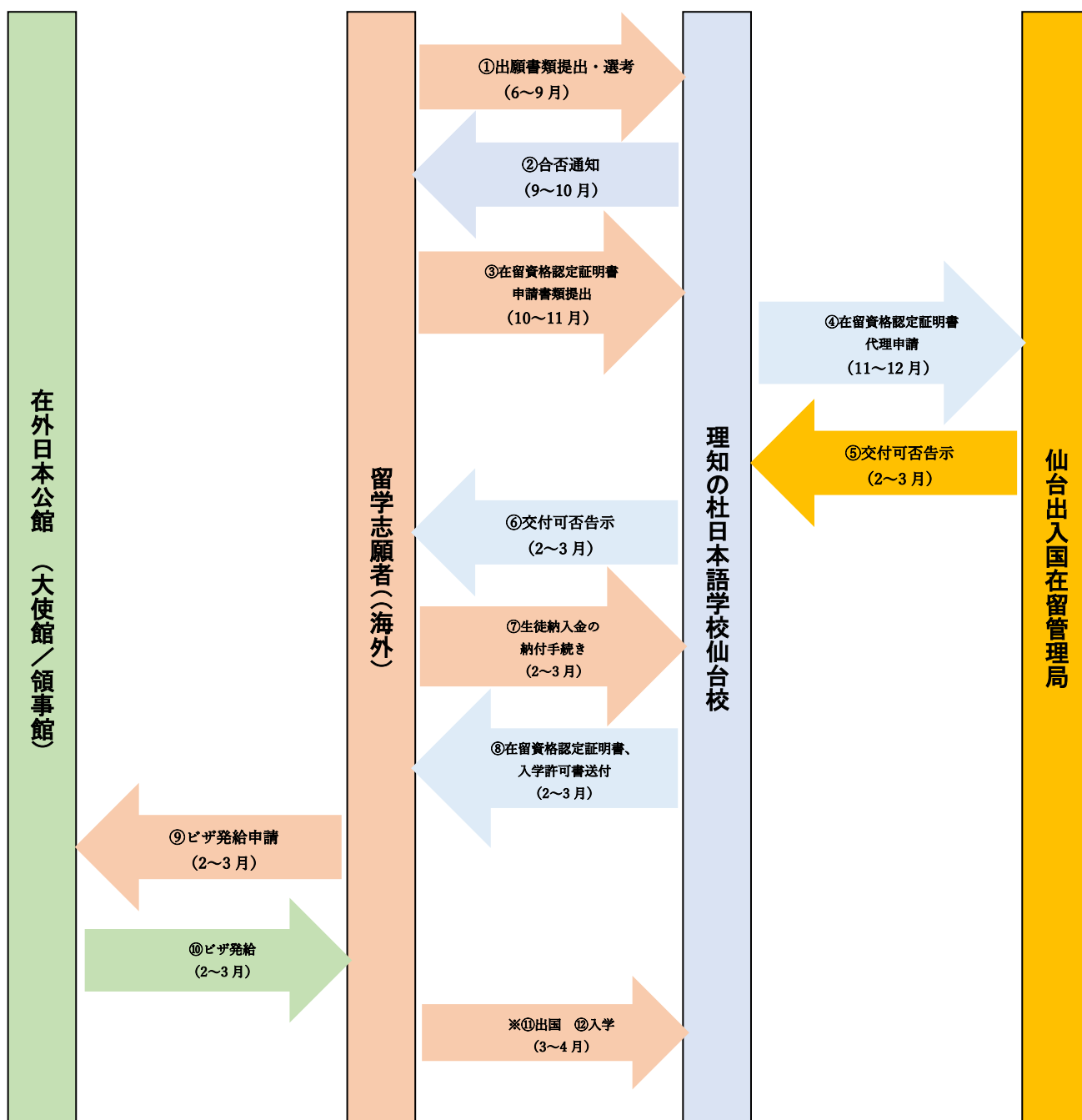
資格外活動許可について

留学生がアルバイト等の報酬を伴う活動を行う場合、事前に「資格外活動許可」(包括許可)を取得する必要があります。許可を受けていない状態でのアルバイトは、法律により禁止されています。

また、資格外活動許可を受けた場合でも、以下を守らなければなりません。

- ・原則: 週 28 時間以内の就労
- ・学則に定める長期休業(夏季・冬季休業等): 1 日 8 時間以内、週 40 時間以内の就労
- ・風俗営業関連業務(深夜営業を含む)は、法律により従事できません。

3. 申し込みの流れ(出願申請から入学まで)



※来日日時については学校へご相談ください。航空券購入後、E-ticket をメールで送ってください。

4. 出願書類

- 提出書類は原則として返却しません。返却の必要な書類は、申請時にその旨を申し出てください。
- 各種証明書は発行日から 3 ヶ月以内のものとし、**発行者の肩書及び氏名・発行機関の所在地・TEL、FAX 番号、メールアドレスの記載のあるものを提出してください。**

A. 留学志願者に関する書類				
No.	原本	日本語訳	資料リスト	備考
1			証明写真 (縦 4 cm × 横 3 cm) 5 枚	3 ヶ月以内に撮影したものを提出してください。 鮮明で無帽、無背景、正面向きのもの 裏に申請者名を書いてください。
2		修学理由 空白期間説明	入学願書(学校様式-1)	規定書類に正確に記入してください。 学歴や職歴に空白の期間がある場合は、理由を別紙に明記してください。
3			卒業証明書(最終学歴)	在学中の場合、在学証明書も必要です。
4			成績証明書(最終学歴)	各学年の成績が記載されたもの 高校卒業者は高校 3 年間の成績証明書を提出してください。
5			日本語能力・日本語学習歴 を証明する書類	・「日本語教育の参照枠」における A1 相当の日本語能力を有する合格証明書類 ※ ・現地の日本語教育機関において作成・発行された日本語学習証明書(※カリキュラム上の総学習時間数及び 実際の出席時間数 が記載されたもの)
6			在職証明書	在職中の方、職歴のある方
7	※ コピー		パスポート写し※	パスポート番号及び写真のページ 原本を直接コピーしたものを提出してください。 (日本への出国歴のある方は出入国記録の記載のあるページも必要です。)
8			身元保証書(学校様式-3)	規定書類に身元保証人が正確に記入してください。
9			留学誓約書(学校様式-4)	規定書類に正確に記入してください。
10	※ コピー		結核非発病証明書 (フィリピン、ネパール、 ベトナム国籍のみ)	指定検診医療機関にて受診し、原本をコピーしたものを提出してください。

- 提出書類に虚偽の記載があった場合、入学許可を取り消します。

※「日本語教育の参照枠」における A1 相当の日本語能力を有する者とは以下の通りです。

- 1 公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験(JLPT)N5 以上の認定を受けていること。
- 2 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて 300 点以上取得していること。
- 3 日本語検定協会・J. TEST事務局が実施するJ. TEST実用日本語検定のF級以上の認定を受け又はFGLレベル試験において 250 点以上取得していること。
- 4 専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTの 5 級以上の認定を受けていること。
- 5 一般社団法人応用日本語教育協会が実施するSTBJ標準ビジネス日本語テストにおいて 350 点以上取得していること。
- 6 TOPJ実用日本語運用能力試験実施委員会が実施するTOPJ実用日本語運用能力試験の初級A以上の認定を受けていること。
- 7 公益財団法人国際人財開発機構が実施するJ-cert生活・職能日本語検定の初級以上の認定を受けていること。
- 8 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施するJLCT外国人日本語能力検定のJCT5 以上の認定を受けていること。
- 9 株式会社サーティファイが実施する実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ(PJC Bridge)のC-以上の認定を受けていること。
- 10 一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施するJPT日本語能力試験において 315 点以上又はJPT Elementary試験において 68 点以上取得していること。
- 11 一般社団法人グローバル共生社会推進機構が実施する日本語オンラインテストにおいてJT5 以上の認定を受けていること。
- 12 学校法人駿河台学園日本語能力評価試験協会が実施する日本語能力評価試験(S-JEP)において 300 点以上取得していること。

B.経費支弁者に関する書類				
No.	原本	日本語訳	資料リスト	備考
1			経費支弁書(学校様式-2)	規定書類に経費支弁者が記入してください。
2			支弁者と申請者との関係を立証する書類	出生証明書や親族関係公証書など。申請人本人が経費支弁する場合は不要です。
3			預金残高証明書	目安として 200 万円以上必要です。
4			上記 3 を証明する過去 1 年間の資金形成経緯を明らかにする資料 (出入金明細書、預金通帳の写し等※)	口座番号、通貨単位がわかるもの。 預金通帳の写しの場合は、原本をコピーしたもの。 1 年間の明細が無い方 は、「上記 3 で資金を形成するに至った経緯を明らかにする説明書及び資料」の提出が別途必要です。
5			在職証明書	企業などの役員である場合は法人登記簿謄本、個人事業者である場合営業許可書など、職業を証明するものを提出してください。
6			支弁者の家族構成を立証する書類	支弁者家族全員分 の戸口簿写し、戸籍簿写しなど
7			収入証明書	過去 1 年分
8			住民票(経費支弁者が日本に居住する場合)	家族全員の記載が必要です。

【注意事項】

※ 写しは、原本を直接コピーしたもので、**A4 サイズ・片面印刷に統一した鮮明なもの**を提出してください。

- 書類審査時に、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- 日本以外の国で発行された文書には日本語訳を必ず添付してください。
- 留学志願者が過去に在留資格認定証明書の交付申請をしたことがある場合や、交付申請を取り下げたことがある場合は、追加の情報が必要です。**必ずご連絡ください。**

5. 生徒納入金

			【進学 2 年課程(4 月入学)】	初年度納入金	次年度 3 月納入金
①	学費	その他費用	入学検定料	¥ 20,000	—
②			入学金	¥ 60,000	—
③			授業料	¥ 576,000	¥ 576,000
④			教材費	¥ 30,000	¥ 30,000
⑤			施設費	¥ 50,000	¥ 50,000
⑥			課外活動費	¥ 20,000	¥ 20,000
⑦			雑費	¥ 20,000	¥ 20,000
⑧	寮費		入寮費	¥50,000	—
⑨			居住費	¥ 150,000	寮費の詳細は次ページを参照
⑩			部屋の水光熱費	¥ 30,000	
⑪			寝具費	¥ 10,000	
			計	¥ 1,016,000	¥ 696,000

- 初年度の生徒納入金は、在留資格認定証明書交付後に指定された学校口座へ3月10日までにお振込みください。口座の情報については別途連絡致します。
- 初年度の生徒納入金にある⑨居住費 150,000 円と⑩部屋の水光熱費の 30,000 円は6ヶ月分に相当します。その後は月単位で納入していただきます。詳細は次ページ「7. 寄宿舍(学生寮)について」を参照ください。
- 次年度の生徒納入金は、指定された学校口座に翌年3月25日までにお振込みください。
- 生徒納入金の返金については、「8. 返金について」を参照ください。
- 生徒納入金は、原則一括でお支払いいただきます。

6. 留学生保険や年金について

「留学」の在留資格の生徒は、国民健康保険に加入しなければなりません。これは日本国で定められているものとなります。

国民健康保険加入者は、学校を通じて全国日本語教育機関共済協同組合の留学生補償制度に加入することができます。留学生補償制度への加入を希望しない場合はお申し出ください。補償規定により、在学中の傷病につき、医療費自己負担分が補償されます(1 傷病につき免責金額 3,000 円)。また、もしも日常生活で他人に怪我を負わせてしまったり、他人の物を壊してしまったときに個人賠償責任補償が支払われます。留学生補償制度の加入金は、生徒納入金から支払います。

留学生を含め、日本国内に住むすべての人は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。本校の生徒は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を使うことができます。

7. 寄宿舎(学生寮)について

本校では、学校の近隣に第一寄宿舎(アーバンキャステール三十人町)及び第二寄宿舎(コーポカトレア)を用意しています。原則として、入学から 6 ヶ月間、本校が指定した寄宿舎に居住していただきます。6 ヶ月間の居住以降も、希望者は、卒業まで継続して居住することが可能です。寄宿舎の部屋は、男女別で、他の学生との相部屋です。入寮費として、初回のみ居住費の 2 ヶ月分として 50,000 円頂戴します。居住費は一人当たり月々 25,000 円です。また、水光熱費として月々 5,000 円を別途頂戴します。その他、入居時に学校側で寝具等を用意いたしますので、寝具費(内訳参照)として 10,000 円頂戴します。

寄宿舎には、キッチン、トイレ、シャワーがあり、インターネット環境も完備しています。また、洗濯機や冷蔵庫等の必需品も、あらかじめ用意しています。その他、基本的な調理器具はそろっていますので、入居後すぐに生活を始めることができます。

寄宿舎(学生寮)費用内訳

	費用	備考
入寮費	¥50,000	初回のみ居住費の 2 ヶ月分を徴収し、寄宿舎の建物や設備の維持管理や、部屋クリーニングに充当します。
居住費	相部屋 ¥ 25,000 / 月	初回は 6 ヶ月分を徴収し、その後は毎月 25 日までに翌月分を徴収します。
水光熱費	¥ 5,000 / 月	初回は 6 ヶ月分を徴収し、その後は毎月 25 日までに翌月分を徴収します。
寝具費	¥ 10,000	学校側が入居時に用意します。(枕・掛け布団・敷布団・枕カバー・掛け布団カバー・敷布団 カバー・ベッドマットを各 1 点ずつ)

8. 返金について

【入国前】

(1) 在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証の申請を行わず不來日の場合

※入学許可書と在留資格認定証明書が本校に返却された後、返金致します。

(2) 入国査証の申請を行ったが認められず來日できなかった場合

※入学許可書が本校に返却され、査証が発給されなかったことを確認後、返金致します。

(3) 入国査証を取得したが來日以前に入学辞退した場合

※入学許可書が本校に返却され、入国査証が未使用且つ失効を確認後、返金致します。

入学検定料	入学金	授業料	その他費用
×	×	○	○

【入国後】

(1) 入国査証を取得し來日以降に入学しなかった場合

入学検定料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

(2) 入学後 6 ヶ月以内に何らかの事由で退学する場合

入学検定料	入学金	授業料	その他費用
×	×	△	×
※授業料は、6 ヶ月分を差し引いた金額を返金致します。			

(3) 入学後 6 ヶ月以降に何らかの事由で退学する場合

入学検定料	入学金	授業料	その他費用
×	×	△	×
※授業料は、校長が退学とした日の翌月分からの金額を返金致します。			

(4) 入学に遅れが生じた場合

入学検定料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

※1 返金は、生徒本人もしくは経費支弁者にすることに致します。

※2 返金時にかかる振込手数料は、すべて受取人の負担とすることに致します。

※3 日本国憲法(法律)や当校が定めた規程等に反する行為、又は教職員等の指導に反する行為等により、校長が退学を命じた事由の場合は返金致しません。